

## 入間市立学童保育室の保育料と運営方法の事務局案について

入間市立学童保育室の保育料については、月額基本保育料は平成20年以降改正がされていないこと、国が想定している利用者（保護者）の負担割合と現実の負担割合に大きな開きがあることなどの理由から、喫緊の見直しが必要であると認識しています。併せて、学童保育室の運営上にも様々な課題を抱えており、この課題に向けた対応については、既に民営化された学童において解決できることが認められているため、更なる民間活力の導入について検討する必要があると認識しています。

これらのことから、学童保育室保育料の改正及び運営方法の見直し（民間活力の導入）については、次のように進めたいものです。

## 1 保育料の見直し案について

## (1) 月額保育料の改正案（※詳細については別紙1参照）

改正すべき月額保育料については、直近の運営にかかる経費を基に適正額を積算すると、約19,000円となる結果になりました。物価高騰に直面している保護者の負担増を減らし、値上げ幅を削減するためには、総経費の減額を図る必要があるため、仮に公設学童保育室全25施設の運営をすべて民間委託とした場合に、どれくらいの保育料が必要になるのか積算を行いました。

現在運営委託を行っている民間事業者からの見積書を参考に、1施設あたりの委託料を1,400万円とすると、運営に係る総経費は363,775,000円となります。

## 学童保育室運営費

委託料設定 14,000,000円

◆委託料（25施設）	350,000,000
◆学童保育室運営費(委託料以外)	11,275,000
◆修繕費	1,000,000
◆維持管理費	1,500,000
合 計	363,775,000

## 保育料を10,000円として積算した場合の負担割合

保護者負担金 32.4% 117,750,000円	国 22.4% 81,563,000円
	県 22.4% 81,548,000円
	市 22.8% 81,548,000円
1,366,000円	
市 負担額合計 82,914,000円	
総額 363,775,000円	

国、県、市 負担の残額 119,116,000円	÷	延べ児童数 11,775人	=	保育料 10,116円
-----------------------------	---	------------------	---	----------------

令和6年度の補助金額を歳入見込み額として積算した場合の適切な保育料は、約10,000円という結果になりました。

この金額は、狭山市、所沢市等の近隣市の保育料と同程度の金額であり、運営費から補助金額を控除した金額の保育料の負担割合としても適切な金額であると考えられます。

よって、学童保育室の保育料は、市内にある公設学童保育室25施設をすべて民営化する必要性がありますが、月額10,000円に改定したいものです。

(2) 延長料金及び休日加算の廃止案について

月額保育料の改正に伴い、延長料金等を気にせずに学童保育室の利用を可能とするサービス向上のため、通常の保育時間を、平日では午後7時、土曜・学校休業日では午前7時30分から午後7時までとしたいと考えております。

現行の保育料の制度では、延長保育等の利用が多い方や、1日保育が多くなる夏休みなどの休日利用の多い方では1万円以上の支払いとなる月もありましたが、延長料金及び休日加算の廃止によって、月によっては1月あたりの支払金額を現在よりも抑えることができるようになると考えております。

(3) 減免規定の改正案について（※詳細については別紙2参照）

月額保育料の見直しに合わせて、保育料の減免要件についても見直しを行います。

現在の減免要件は、前年分の所得税と前々年分の所得にかかる市民税の2年分の税金が非課税であるかを要件としておりますが、所得税と市民税では非課税基準が異なり、低所得層においては、市民税が非課税でも、所得税は課税となるケースが多いと考えられることから、減免対象を拡大するため、市民税のみを減免要件の対象とすることとします。

現行の入間市の保育料決定基準

要件	保育料の額	保険料の額	適用期間	必要書類
通常	7,000円	1,000円	4～3月分	
前年分所得税非課税 かつ 前年度分市民税課税世帯	3,000円	1,000円	4～3月分	前年分の所得税を証明する書類 前々年度分課税証明書
前年分所得税非課税 かつ 前年度分市民税非課税世帯	0円	0円	4～3月分	前年分の所得税を証明する書類 前々年度分非課税証明書
生活保護受給世帯	0円	0円	4～3月分	生活支援課より情報提供

改定案

要件	保育料の額	保険料の額	期間	必要書類
通常 市民税課税世帯	10,000円	1,000円	4～3月分	なし
市民税非課税世帯	0円	1,000円	4～6月分	前年度分非課税証明書
			7～3月分	当該年度分非課税証明書
生活保護受給世帯	0円	0円	4～3月分	生活支援課より情報提供

現在の減免要件は、まず、前年分の所得税が非課税かどうかで対象であるかを判断するため、所得税が発生している時点で、減額の対象外となります。

改正案では、所得税による判断を廃止し、前年度の市民税が非課税であれば4月から6月分の保育料を無料とし、当該年度の市民税が非課税であれば、7月から3月分の保育料についても無料としたいものです。

これは、市民税の非課税証明の年度の更新時期が6月であることから、より直近の収入状況を反映させるために7月分を境に金額を更新するものです。

なお、多くの自治体で実施している多子世帯の保育料減免については、実施しない予定です。

## 2 学童保育室の民営化に向けて

### (1) 民営化による課題解決

民営化することにより解決できる課題は、以下のとおりです。

公設公営学童保育室が抱える課題	公設民営化することによるメリット
①人材不足という課題	▶ 人材の確保、キャリア形成ができる
求人への応募が少ない 定数管理による会計年度任用 キャリアアップが図れない（給与体系が単一）	スケールメリットを生かした人員補充ができる 柔軟な働き方に対応できる 事業者規定によるキャリアアップが可能
②保育の質の課題	▶ 保育の質の向上が期待できる
現場に責任者が無く、指揮命令系統が不明確 管理側（青少年課）に専門職がない 現場まかせな保育運営	現場の指揮命令系統が明確 研修等の人材育成の制度の整備 専門知識のある保育事業者が経営できる

公設学童保育室が抱える大きな課題のひとつは、職員の人材不足です。職員の高齢化により、今後多くの採用を必要としておりますが、新規に募集をしても、採用したいと思える人材からの応募が無く、来年度からの運営においても、本来配置したい人数を確保できていない状況です。

市の会計年度任用職員の場合は、定員管理により任用人数が定められており、短時間勤務者を多く任用するなどの対応が困難ですが、民間事業者であれば、働き手の希望する勤務時間に柔軟に対応することが可能となるため、人材確保につながることを期待できます。また、各学童保育室に、責任者を配置できるようになることも、民営化における大きなメリットです。

現在の公営の学童保育室では現場責任者が不在であり、現場の指揮命令系統が不明確な状況です。また、各学童保育室を管理する立場である青少年課の担当者は全て一般事務職であり、保育に関する知識・資格のある者が配置されていない状況です。民営化を行った場合には、運営を保育事業を行う事業者任せにすることができるため、現場責任者や、エリアを統括するマネージャー等が配置されることによる保育の質の向上を期待することができます。

人材確保、保育の質の向上のほか、民営化によるメリットには、学童保育室の運営に係る煩雑な管理業務がなくなることです。民営化により、青少年課職員の事務負担が軽減されることにより、時間外勤務手当や、職員定数の削減が可能となることは、市全体の歳出の削減にもつながります。

## (2) 民営化の内容について

市の直営による学童保育室の運営については、人材確保の面から限界を迎えつつあります。学童保育室管理事務の効果的な軽減や市内全域で保護者のニーズに応える体制を公平に整えるため、令和8年度から、市内にあるすべての公設学童保育室を民営化したものです。

今後の学校統合、複合化を見込み、9地区単位に分けて民間事業者による運営とし、すでに校舎内の設置となっている学童保育室についても一律で業務委託を行います。

地区	小学校校区	学童施設数	委託済の契約満了年度	民営化開始時期
豊岡第一	扇	2	-	令和8年度
豊岡第二	豊岡	2	-	令和8年度
	東町	2	-	
豊岡第三	高倉	1	-	令和8年度
	黒須	1	-	
東金子	東金子	1	-	令和8年度
	新久	1	-	
金子	金子	2	令和8年度	令和9年度
宮寺・二本木	狭山	1	-	令和8年度
	宮寺	1	-	
藤沢第一	藤沢北	3	令和7年度	令和8年度
	藤沢	1	-	
藤沢第二	藤沢東	2	-	令和8年度
	藤沢南	2	-	
西武	仏子	1	-	令和8年度
	西武	2	-	
合計		25		

### (3) 契約方法

委託契約の方法については、指定管理者制度（利用料金制）とした場合、定員割れの場合や低所得世帯の補填に市からの持ち出しがあり、市が受けるメリットが少ないことと、使用許可（入室決定・通知）及び使用料（保育料）の徴収事務は、かえって指定管理委託料の増額を招く恐れがあります。これらの事務は既にシステム化されており、委託するほどの事務量ではないため、指定管理者制度（利用料金制）とするメリットも少ないと考えられます。

指定管理者制度（利用料金制）とした場合に削減可能となる事務量と、業務委託とした場合に必要となる事務量を勘案した結果、指定管理とするメリットは無いと考えられることから、学童保育室の運営を民営化するにあたり、委託契約の方法は、指定管理者制度（利用料金制）ではなく、3か年の債務負担行為による業務委託を採用することとしたいものです。

なお、業務委託業者の選定方法は、前回民営化した時と同様に公募型プロポーザル方式を予定しています。

#### 4 保育料の見直し及び民間業務委託に向けたスケジュール案

令和7年

- 3月～4月 保護者アンケート（保育料の改正、民営化について）
- 6月 児童福祉審議会 今後の入間市立学童保育室の運営について 答申
- 7月 職員労働組合協議
- 8月29日 市議会全員協議会 今後の入間市立学童保育室の運営についての説明
- 8月～9月 9月議会に条例改正案及び補正予算案上程
- 10月～ 次年度学童保育室申込開始
- 11月から12月 委託業者審査・決定・契約

令和8年

- 1月～3月 委託業者への引継ぎ
- 4月～ 業務委託・改正保育料開始

## 保育料の額について

## 1 直近の予算から見た保育料について

適正な保育料を検討するにあたり、令和6年度における直近の予算をベースに、現在の運営費の現状を把握するため、保護者、国、県及び市の負担割合について、積算を行いました。

保護者負担金 18.9% 87,157,000円	国 17.6% 81,563,000円
	県 17.6% 81,548,000円
市財持出負担分 130,397,000円	市 45.9% 81,548,000円
市 負担額合計 211,945,000円	
総額 462,213,000円	

令和6年度における直近の予算を基に負担割合を積算しますと、公設学童保育室25施設の運営費は、462,213,000円となり、内、保護者の負担割合は18.9%、市の負担金額は211,945,000円で、負担割合は45.9%となる結果となりました。

令和5年度の決算額である383,648,345円（※前回の資料参照）と比較すると、運営費は約7,856万円の増額となっておりますが、市の負担割合については49.4%から45.9%に減少しております。

市の負担割合が減少した要因としては、令和6年度より、国、県の補助金の交付金額が拡充されたことによるものですが、依然として運営費の約半分近くを市が負担していることに変わりはありません。

国が示す交付金モデルに即して、令和6年度の運営費462,213,000円の半分の金額を延べ児童数で割りますと、約19,000円の保育料が必要となる、という結果になり、保護者にとって、大幅な負担増になります。

学童保育室運営費 462,213,000円	× 1/2 ÷	延べ児童数 11,775人	=	保育料 19,627円
--------------------------	---------	------------------	---	----------------

市内にある公設学童保育室で受け入れができる児童数には限りがあり、今後、少子化の傾向から大幅に児童数は増えないと見込まれることから、保育料の値上げ幅削減のためには、運営費の見直しを行う必要がある、という結論となりました。

## 2 直営施設と民間委託施設における運営費について

市が直接運営している1施設あたりの運営費については、以下のとおりです。

### 公営学童保育室20施設の運営費の積算

◆会計年度任用職員給与等(嘱託)	93,962,000	
◆会計年度任用職員給与等(パートタイム)	273,564,000	
◆学童保育室運営費	14,735,000	
	◇報償費	30,000
	◇旅費	110,000
	◇消耗品費	1,467,000
	◇おやつ代	13,058,000
	◇防火管理講習	70,000
◆合計(公営(直営)20施設分)	382,261,000	①
1施設あたりの直営運営費	19,113,050	② ← ①/20施設

民間委託を行った際に委託料に含めることができる、おやつ代や消耗品費、人件費の合計額を運営費とし、1施設あたりの金額を積算したところ、市が直接、学童保育室を運営するためには、約1,911万円かかる、という計算結果となりました。

それに対して、公設の学童保育室を運営委託している事業者から徴した令和7年度における見積りによると、1施設児童40人あたりの学童保育室の委託料は約1,400万円であり、直営よりも、511万円も低い金額で運営できるという結果となりました。

民営化の時期については、現在、市が抱えている課題解決のためにも早期の実現が必要であるとの認識があります。保育料を10,000円に改正するため、民営化によるメリットを最大限とするためにも、令和8年度からすべての学童保育室を一斉に民営化したいものです。

## 減免の具体例について

減免要件を改正することで、給与収入が200万円程のひとり親家庭を減免対象とすることができるようになります。

現行の減免要件では所得税が発生するために減免を受けることができなかった世帯ですが、市民税が非課税であることを要件とすることで、減免を受けることができるようになります。

給与収入	2,040,000	
給与所得	1,348,000	① 住民税は所得金額による非課税基準がある
所得控除額合計	1,130,000	②
社会保険料控除	300,000	
ひとり親控除	350,000	
基礎控除	480,000	
課税所得金額	218,000	③ ①-② 所得税はここに税率がかかる
所得税額	11,000	

上記の表を例に考えますと、所得税は①の給与所得の金額から、②の所得控除の合計額を差し引きし、残った③の金額に税率をかけて計算します。

この世帯は所得税課税世帯となり、減免を受けられません。しかし市民税の場合は①の給与所得の金額が135万円未満であれば非課税となりますので、減免を受けることができます。

市民税には、非課税基準というものがあり、所得税とは異なる部分です。

非課税基準は、ひとり親の場合や、障害がある場合、扶養家族の人数など、それぞれの状況によって基準となる金額が定められています。

令和6年度の減免対象者の収入状況を確認したところ、減免対象者45名のうち、新しい減免要件でも非課税世帯となる方が44名、非該当となる方は1名でした。非該当になってしまう方も出てしまいますが、非課税基準の恩恵を受けるのは、主に低所得の層であることから、低所得層へ広く減免要件を適用するため、保育料の改定に合わせて、減免要件を改定することとします。

※現行の減免要件では減免できなかったが、改正後は対象となる世帯の例

給与収入	1,900,000
給与所得	1,250,000
所得控除額合計	1,040,000
社会保険料控除	130,000
ひとり親控除	350,000
生命保険料控除	80,000
基礎控除	480,000
課税所得金額	210,000
所得税額	10,000

市民税非課税基準	⇒	市民税 非課税世帯
1,350,000円以下		

※扶養家族1人

※減免対象

※ひとり親

※現行の減免要件では減免できていたが、改正後は対象外となる世帯の例

給与収入	2,950,000
給与所得	1,985,000
所得控除額合計	2,080,000
社会保険料控除	420,000
生命保険料控除	80,000
ひとり親控除	350,000
障害者控除	750,000
基礎控除	480,000
課税所得金額	0
所得税額	0

市民税非課税基準	⇒	市民税 課税世帯
1,549,000円以下		

※扶養家族3人

※減免対象外

※ひとり親